

先端設備等導入計画に基づき取得した償却資産等の特例について

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日取得分)

伊予市の認定を受けた「先端設備等導入計画（以下、導入計画）」により新規取得した下記要件を満たす機械装置等については、固定資産税の課税標準の特例を受けることができます。

なお、導入計画の認定を受けた資産が全て課税標準の特例の対象となるわけではありません。

1 対象者

伊予市の先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等

- ・資本金又は出資金が 1 億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時雇用する従業員が 1,000 人以下
- ・常時雇用する従業員数が 1,000 人以下の個人

※導入計画の認定を受けられる「中小事業者」とは、規模要件等が異なりますのでご注意ください。

2 対象設備等

- ・認定経営革新等支援機関の確認を受けた年平均投資利益率 5 % 以上の投資計画に記載され新規取得した次に掲げる設備。
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。
- ・中古資産でないこと。

設備等の種類	取得価格
機械装置	160 万円以上
工具（測定工具及び検査工具）	30 万円以上
器具備品	30 万円以上
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60 万円以上

3 特例の適用期間・内容

対象資産の課税標準が 3 年間、1 / 2 に軽減されます。また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合には、令和 6 年 3 月末までに取得したものは 5 年間、令和 7 年 3 月末までに取得したものは 4 年間にわたって 1 / 3 に軽減されます。

4 設備の取得時期

- ・令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの期間（2 年間）

※先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。

5 提出書類

- (1) 償却資産特例適用届出書
- (2) 導入計画に係る計画の写し
- (3) 導入計画に係る認定書の写し
- (4) リース契約の場合は、リース契約見積書の写しと、(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
- (5) 賃上げ方針を表明する場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

6 その他

特例の適用を受けられる場合は、提出される償却資産申告書の「課税標準の特例」欄に「有」とマークし、「備考」欄に特例名を記載してください。

なお、既に特例の適用を受けている資産については、添付書類の提出は不要です。